

第1部 身体障害者手帳について

第1部 身体障害者手帳について

1 身体障害者手帳の意義

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）の別表（P. 2参照）に掲げる一定程度以上の障害を有する者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として県知事が交付するものです。

障害者自立支援法による自立支援給付（①居宅介護（ホームヘルプ）や施設入所支援などの介護給付 ②車いす、義肢、補聴器などの補装具 ③心臓手術、人工透析などの自立支援医療（更生医療） ④共同生活援助（グループホーム）などの訓練等給付）や日常生活用具（特殊寝台、入浴補助具、頭部保護帽、ストマ用装具など）の給付・貸与については、すべて手帳の交付を受けていることがその前提となっています。

また、各種の福祉施策や、他の制度による福祉措置（税の控除・減免、JR 運賃の割引など）についても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

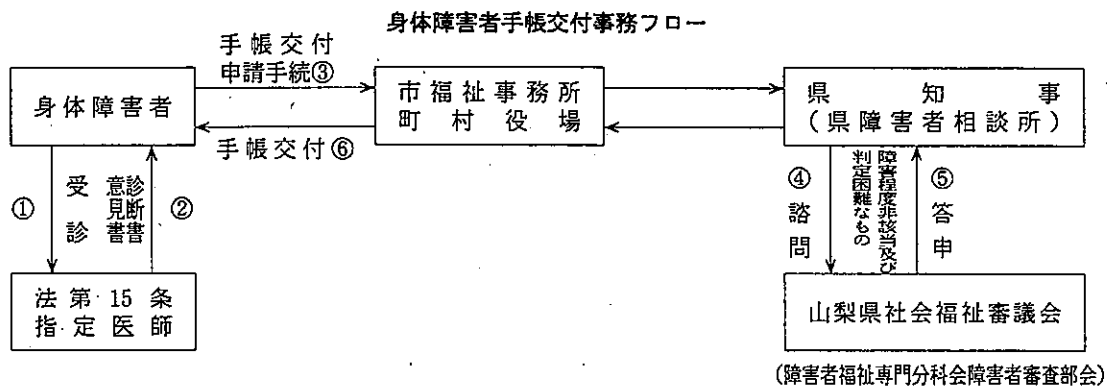
なお、障害の評価については、身体障害者福祉法のほか国民年金法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法などで障害の等級が規定されていますが、その障害程度はそれぞれ異なっており一致していませんので、注意が必要です。

2 身体障害者手帳の交付申請

身体に障害のある者は、法第15条第1項に規定する知事が定める医師の診断書を添えて、市福祉事務所又は町村役場を経由して、県知事に手帳の交付申請をすることができます。

なお、本人が15歳未満の児童については、その保護者が代わって申請するものとしています。

申請書の提出を受けた県知事が、診断書に基づいて障害程度を審査した結果、その障害が法別表に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付します。また、法別表に該当しないと認めるときは、理由を附してその旨を申請者に通知することとなっています。



※ 交付申請手続

- 1 15歳未満の者については、保護者が代って申請する。
- 2 提出書類

身体障害者手帳交付申請書	1通
指定医師の診断書・意見書	2通
写真（たて4cm、よこ3cm）	2枚
- 3 提出先 居住地の市福祉事務所又は市町村役場

3 身体障害者の範囲

身体障害者の範囲は法別表によって以下のとおり定められ、また、各障害区分毎の等級は、法施行規則別表第5号によって4頁のとおり定められています。

(法別表)

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
 - 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害※で、永続しかつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※ 政令で定める障害

ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

4 身体障害者障害程度の再認定

(1) 総括事項

身体障害者手帳の交付を受ける者については、身体障害者福祉法別表に定める程度の状態にあることが交付の要件とされているところであるが、手帳の交付を受ける者の障害の状態が永続的に法別表に定める程度に該当すると認定できる場合には、再認定は原則として要しないが、将来障害が変化すると予測される次の場合には、再認定を実施する。

- ① 発育によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき
- ② 進行性の病変による障害を有するとき
- ③ 更生医療により障害程度に変化が生じることが予想されるとき
- ④ その他障害程度に変化が生じることが予想されるとき

(2) 再認定を実施する場合の取扱い

- ① 障害の再認定が必要と認められる場合に、診査を実施する年月については、手帳に記載するとともに、手帳の交付時に手帳の交付申請者に対し、期日を指定して、身体障害者福祉法第17条の2第1項又は児童福祉法第19条第1項に基づく診査を受けるべき旨を通知する。
- ② この審査により、障害程度に重大な変化が認められた場合、手帳の再交付を行う。
- ③ なお、正当な理由がなく、この診査を拒み、又は忌避したときは、身体障害者福祉法第16条第2項に基づき、手帳の交付を受けた者に対し手帳の変換を命ずることができる。

(3) 再認定を実施する具体例

再認定の必要性の判定は、指定医の作成した身体障害者診断書・意見書を参考として、上記(1)の①～④の規定に基づき、身体障害者の年齢、原因となった疾病、障害の程度の状態、さらには、医学的技術の進歩などを勘案して、個別に行っている。

法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日（時）から1年以上5年以内の期間内に再認定を実施する。

ただし、ペースメーカー及び体内植え込み（埋込み）型除細動器（ICD）を植え込みした者（先天性疾患により植え込みしたものを除く。）については、当該植え込みから3年以内の期間内に再認定を実施する。

なお、厚生労働省では、法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想される疾患の一部を、次のとおり例示している。

① 視覚障害関係

ア 前眼部障害

パンヌス、角膜白斑

イ 中間透光体障害

白内障

ウ 眼底障害

高度近視、緑内障、網膜色素変性、糖尿病網膜症、黄斑変性

② 聴覚又は平衡機能の障害関係

ア 伝音性難聴

耳硬化症、外耳道閉鎖症、慢性中耳炎

イ 混合性難聴

慢性中耳炎

ウ 脊髄小脳変性症

③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害関係

唇顎口蓋裂後遺症、多発性硬化症、重症筋無力症

④ 肢体不自由関係

ア 関節運動範囲の障害

慢性関節リウマチ、結核性関節炎、拘縮、変形性関節症、骨折後遺症による関節運動制限

イ 変形又は骨支持性の障害

長管骨仮関節、変形治癒骨折

ウ 脳あるいは脊髄等に原因を有する麻痺性疾患で後天的なもの

後縦靭帯骨化症、多発性硬化症、パーキンソン病

⑤ 内部障害関係

ア 心臓機能障害関係

心筋症

イ じん臓機能障害関係

腎硬化症

ウ 呼吸器機能障害関係

肺線維症

エ ぼうこう直腸機能障害関係

クローン病

オ 小腸機能障害関係

クローン病

身体障害者障害程度等級表（追加）

等	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は ぼう胱若しくは直腸若しくは小 腸若しくはヒト免疫不全ウイル スによる免疫の機能の障害
級	肝臓機能障害
1 級	肝臓の機能の障害により日常生 活活動がほとんど不可能なもの
2 級	肝臓の機能の障害により日常生 活活動が極度に制限されるもの
3 級	肝臓の機能の障害により日常生 活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著し く制限されるものを除く)
4 級	肝臓の機能の障害により社会で の日常生活活動が著しく制限さ れるもの
5 級	
6 級	
7 級	